

**打ち水でまちをクールダウン!** 問合せ 環境課 TEL (5246) 1281

打ち水をすることで、水が蒸発するときに熱を奪い、周囲の気温を下げるすることができます。

▶**方法** 風呂の残り湯、雨水などをバケツ、ペットボトルなどに入れて家の周辺などにまく

▶**ポイント** ①なるべく広範囲に、地面だけでなく、屋上・壁・ベランダなどにもまく ②日陰や風通しの良い場所で、比較的涼しい朝夕に行う

▶**打ち水推進期間** 7月23日(日)~9月30日(土)



**福祉 (高齢・障害等)**

**ご存じですか 難病患者福祉手当**

難病医療費助成制度(国および都疾病)の対象で、65歳未満の方は、難病患者福祉手当を申請できます。

また、小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象で、手当の対象疾病に罹患している方も申請できます。

対象の疾病は区HPで確認できます。手当の受給には、所得制限等の支給要件がありますので、詳しくは下記へお問合せください。

▶**問合せ** 障害福祉課 TEL (5246) 1201

**重度障害者等就労支援事業を実施します**

重度等の障害をお持ちで、現在就労している方に対し、通勤時または勤務中の職場内助の支援を提供します。

▶**対象** 区から障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護または行動援護)の支給決定を受けている重度障害者等

※申請にあたり、障害内容や勤務形態等の要件があります。詳しくは、下記へお問合せください。

▶**問合せ** 障害福祉課 TEL (5246) 1202

**介護保険のお知らせ**

問合せ 介護保険課 TEL (5246) 1249

**介護保険負担割合証を送付します**

サービスを利用するときの利用者負担の割合(1~3割)を記載した、介護保険負担割合証を送ります(介護保険被保険者証とは異なります)。サービス利用時に介護保険被保険者証と一緒にサービス事業所に提示してください。

▶**対象** 要介護認定を受けている方

▶**発送日** 7月中旬

※要介護認定申請中の方は、発送が遅れる場合があります。

**介護サービス利用者負担額軽減 確認証について**

軽減制度に協力する事業所のサービスを利用した場合、介護サービス費の利用者負担および食費・居住費(滞在費)の4分の1が軽減されます。

▶**対象** 次の全てに該当し、区が生計困難と認めた方 ①世帯全員の住民税が非課税 ②世帯の前年の収入(送りや手当、非課税年金等を含む)が、単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) ③世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下(世帯員が1人増えるごとに100万円加算) ④自宅以外に活用できる資産(土地や家屋等)を所有していない ⑤負担能力のある親

**子育て・教育**

**台東区善行青少年表彰**

区では、その行動が他の模範となると認められる青少年および団体を表彰しています。

積極的に地域の環境美化や、青少年指導、社会福祉活動を行っている、または防犯・防火に協力したなど、身近に他の模範となる青少年がいましたら、下記推薦者へご連絡ください。

- ▶**対象** 区内在住か在勤(学)の25歳未満の青少年および主に25歳未満の方で構成されている団体
- ▶**推薦者** 区議会議員、町会長、町会女性部長、民生委員、保護司、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員など
- ▶**推薦締切日** 9月5日(火)
- ▶**問合せ** 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1341

**区立幼稚園では預かり保育と給食を実施しています**

昨年度から、一部の園で預かり保育の日数と時間を増やしています。また、給食は全園で、週1回または5回を選択できます。定員に空きがある園は、随時入園を受け付けています。

※詳しくは、右記二次元コードをご覧ください

どうか、下記へお問合せください。

▶**問合せ** 学務課 TEL (5246) 1412



**認証保育所等の保育料を助成しています**

▶**対象** 区内在住で、認証保育所または指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設と月極の入所契約をしている児童の保護者

▶**助成対象月・申請締切日・交付時期**

回	対象月	申請締切日(必着)	交付時期
第1回	4~6月分	7月31日(月)	9月上旬

※第2回以降は区HPでご案内いたします。

▶**助成額** 認証保育所等の保育料と認可保育園に入所した場合の保育料(無償化による支給額を除く)の差額で下表の上限額の範囲内

			上限額
0~2歳児クラス	課税世帯	第1子	4.0万円
		第2子	6.7万円(※)
		第3子以降	6.7万円
非課税世帯		2.5万円	
3~5歳児クラス			2.0万円

※4月より0~2歳児クラス(課税世帯)における第2子の上限額を6.7万円に拡大しています。第1回交付(4~6月分)では、0~2歳児クラス(課税世帯)の第2子にかかる上限額は、4年度までの上限額5.4万円として交付します。差額は、第2回に追加交付予定です。

▶**申込方法** 申請書兼請求書(第1号様式)、必要な税資料を下記問合せ先へ郵送か持参

※詳しくは、区HPをご覧ください。下記問合せ先へ。

▶**問合せ** 〒110-8615 台東区役所児童保育課(区役所6階⑧番) TEL (5246) 1309・1234

**ご存じですか 特別児童扶養手当**

▶**対象** 次の①~③いずれかに該当する20歳未満の児童(施設入所者、障害による公的年金受給者は除く)を監護している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1~3級程度(下肢障害の一部4級を含む)
- ②愛の手帳1~3度程度
- ③長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受けている

▶**必要な物** 申請者(受給者)と児童の戸籍謄本、申請者名義の預金口座が分かる物、所定様式の診断書(身体障害者手帳・愛の手帳が交付されている場合は省略できる場合あり)、マイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認ができる物

▶**支給額(月額)** 1級(重度) 53,700円、2級(中度) 35,760円

**●特別児童扶養手当所得制限額(4年分所得)**

扶養人数	申請者本人の所得	配偶者所得 扶養義務者所得
0人	467万6千円未満	636万7千円未満
1人	505万6千円未満	661万6千円未満
2人	543万6千円未満	682万9千円未満
3人目以降1人につき	38万円加算	21万3千円加算

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済

▶**問合せ** 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1232

**児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく**

手当を受給している方に、現況届の案内通知を送ります。現況届は今後1年間の手当の支給可否を判定する大切な届です。

児童扶養手当の現況届の受付は、原則予約制です。予約開始日は7月20日(木)です。予約方法等は案内通知(7月中旬発送予定)に記載します。

- ▶**受付日時**
- ・**児童扶養手当** 8月1日(火)~18日(金)午前9時~午後4時(土・日曜日除く、水曜日は午後7時まで)
- ※土・日曜日・祝日は現況届の受け付けはできませんが、11日(祝)のみ午前9時~午後4時で受け付けます。
- ・**特別児童扶養手当** 8月1日(火)~10日(木)午前9時~午後5時(土・日曜日除く、水曜日は午後7時まで)

※特別児童扶養手当は郵送でも受け付けます。

▶**届出場所** 児童扶養手当は区役所3階301会議室、特別児童扶養手当は下記問合せ先へ

▶**問合せ** 子育て・若者支援課(区役所6階⑧番) TEL (5246) 1232

**健康**

**女性医師による女性のための健康相談「婦人科」(予約制)**

更年期や月経障害、不妊など、女性ならではの悩みを、女性の婦人科医師へ相談してみませんか。

- ▶**日時** 8月2日(火)午後2時~4時(1人20分程度)
- ▶**場所** 台東保健所4階
- ▶**対象** 区内在住か在勤で、更年期や月経障害、不妊などで悩みの女性
- ▶**申込み・問合せ** 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

**献血にご協力を**

病气やけがで血液を必要とする方のために、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶**日時** 7月27日(木)午前10時~11時30分、午後1時~4時
- ▶**場所** 生涯学習センター
- ▶**問合せ** 台東保健所生活衛生課 TEL (3847) 9401



**あなたの体の健康度、チェックしてみませんか?(予約制)**

- ▶**日時** 8月29日(火)午前9時30分、10時、10時30分、11時(1回30分程度)
- ▶**場所** 台東保健所
- ▶**対象** 国民健康保険が後期高齢者医療制度の加入者
- ▶**定員** 各6人(先着順)
- ▶**内容** 血圧、握力、骨密度(素足で測定)、血管年齢、物忘れ度の測定およびその結果説明と助言
- ▶**申込開始日時** 7月28日(金)午前10時
- ▶**申込み・問合せ** 国民健康保険課 TEL (5246) 1251